

小規模多機能ホーム さかえまち 重要事項説明書

1、事業の目的と運営方針

要支援・要介護状態にある利用者に対し、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことを目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市区町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2、事業の内容

(1) 事業の概要

- 事業所名 : 小規模多機能ホーム さかえまち
事業種別 : 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
指定番号 : 1393500069
所在地 : 東京都日野市栄町 2-17-1 都営栄町 2 丁目アパート 2 号棟 1 階
管理者の氏名 : 小川 るみ
電話番号 : Tel 042-582-1801
Fax 042-582-1802
サービス提供地域 : 通常の事業実施地域は、「日常生活圏域日野」の区域内とします。
但し、利用者からの要望があれば、日野市内全域を対象とします。
営業日 : 365 日
営業時間 : ○通いサービス 9:00~17:00
○宿泊サービス 16:00~翌 9:00
○訪問サービス 24 時間
登録定員 : 29 名
通いサービスの定員 : 18 名 (1 日につき)
宿泊サービスの定員 : 8 名 (1 日につき)

(2) 事業所の従業員体制

令和 6 年 4 月 1 日現在

職種	業務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1	0	1
介護職員	介護・支援業務	7	7	14
看護師	心身の健康管理・保健衛生管理	0	2	2
作業療法士	機能訓練・生活動作助言	0	1	1
介護支援専門員	計画作成	1	0	1
合計人数		9	10	19

(3) 事業所の設備

- 宿泊室 : 宿泊室は原則個室（定員 1 名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。
但し、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員を 2 名とすることが出来ます。
- 食堂 : 利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、テーブル、椅子等の家具や、箸や茶碗等の食器を備えています。尚、食堂は、居間と同一の場所としています。
- 浴室 : 浴室には利用者が使用しやすい椅子等を備えます。
- トイレ : 室内に手すりや、車椅子の利用者も利用できる設備を備えます。
- その他の設備 : 設備として、その他に台所等の設備を設けています。

3、サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（ライフサポートワーク）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスを組み合わせた支援を行います。また、利用者の心身機能維持、家族の負担軽減を図ることができるようになります。小規模多機能型居宅介護計画（ライフサポートワーク）を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- 通いサービス : 事業所において、日中の食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
- 訪問サービス : 利用者宅を訪問し、安否確認、買い物他、要望に応じ、日常生活上の支援を行います。
- 宿泊サービス : 事業所において、概ね 16 : 00～翌朝 9 : 00 までの食事、排泄等の日常生活上の支援を行います。

4、利用料金

*別紙 1、料金表参照

5、サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又は、その家族に心身の変化があった際には、事業所にご一報下さい。
- (2) 急な利用予定変更の場合は、食事の準備や、入浴など、サービスの調整が必要となりますので、極力お早めにお知らせ下さい。
- (3) 面会や見学は基本的に 9 : 00～21 : 00 迄とします。時間を超える場合には、必ず事業所にご相談ください。
- (4) 事業所内での金銭及び食べ物等のやり取り、営利活動はご遠慮ください。

- (5) 職員に対する贈り物や、飲食等のもてなしは、お受けできません。
- (6) 喫煙については、指定個所をお願い致します。尚、防災上の理由により、煙草やライター等はお預かりする場合があります。
- (7) 飲酒については、希望のある場合は配慮致します。事前にご相談ください。
- (8) 設備、器具の利用は所定の方法に従って利用して頂きます。尚、状況により利用を中止、又は制限させて頂く場合がございます。
- (9) 信仰及び、思想の自由を尊重します。但し、共同の場として積極的な活動を制限ないし、自粛して頂く場合がございます。

6、感染症対策

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を6月に1回以上実施します。

7、業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い以下の必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えます。
- (2) 事業所は常に関係機関と連絡を密にし、業務継続計画に従い、取るべき措置について利用者及び、職員等の必要な訓練、及び研修を年2回以上実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

8、緊急時の対応

サービス提供時に利用者の容体の変化等があった場合には、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元保証人等に速やかに連絡致します。

9、事故発生時の対応

サービス提供により、事故が発生した場合には、家族、市、関係医療機関等への連絡を行う等、必要な措置を講じ、事故の状況や、事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行ないます。

10、守秘義務に関する対策

事業者及び事業者の職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持します。また、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約としています。

11、利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由について記録します。緊急やむを得ない場合以外は、利用者本人や家族から拘束を求める要望があったとしても、原則行ないません。

身体拘束適正化に向けては指針を整備するとともに、委員会を設置し、おおむね年4回以上当該委員会を開催します。

13、虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を概ね年2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための研修を概ね年2回以上実施します。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

14、苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1) 小規模多機能ホーム さかえまち

ご利用相談窓口 : 担当者 小川 るみ (管理者)
所在地 : 東京都日野市栄町 2-17-1 都営栄町 2 丁目アパート 2 号棟 1 階
電話番号 : 042-582-1801
受付時間 : 9 : 00 ~ 17 : 00

(2) 日野市役所

ご利用相談窓口 : 高齢福祉課 介護保険係
所在地 : 東京都日野市神明 1-12-1
電話番号 : 042-585-1111
受付時間 : 9 : 00 ~ 17 : 00

(3) 東京都国民健康保険団体連合会

ご利用相談窓口 : 介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当 (10階)
所在地 : 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11
電話番号 : 03-6238-0177
受付時間 : 9:00~17:00

15、協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○南平 山の上クリニック

担当医 : 八幡 憲喜
所在地 : 東京都日野市南平 8-4-26
電話番号 : 042-599-7877

○久富歯科クリニック

担当医 : 湯田 憲太郎
所在地 : 東京都日野市高幡 1001-8 久野第2ビル 5F
電話番号 : 042-593-5751

* 上記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

* 診療日、診察時間は医師等及び施設の都合により予告なく変更になる場合があります。

* 医師等にご相談がある場合には、必ず事前に管理者又は、介護支援専門員までお申し出下さい。

16、損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意又は、過失が認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び、本書面に基づいて重要な事項を説明し、重要事項説明書を交付しました。

[事業所]	所在地	東京都日野市栄町 2-17-1 都営栄町 2 丁目アパート 2 号棟 1 階
	事業所名	小規模多機能ホーム さかえまち (指定番号 1393500069)
	管理者名	小川 るみ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び、本書面により、事業者から指定小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項について説明を受け、同意しました。

[利用者]	住所	
	氏名	印

[身元保証人]	住所	
	氏名	印 (続柄)